

○納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則

昭和四十九年三月五日

宮城県規則第十一号

改正 昭和五三年三月三十一日規則第二四号

昭和五四年一月九日規則第一号

昭和五五年四月二五日規則第三二号

昭和五五年一〇月二八日規則第五四号

昭和五六年七月三〇日規則第四五号

昭和五七年七月六日規則第四〇号

昭和五七年七月三十一日規則第四四号

昭和五九年三月三十一日規則第三一号

昭和五九年六月一日規則第三九号

昭和六〇年七月二三日規則第三三号

昭和六一年六月二七日規則第三六号

昭和六二年五月二九日規則第三三号

昭和六三年一〇月二八日規則第六〇号

平成元年三月二二日規則第一三号

平成元年一〇月三十一日規則第七〇号

平成二年三月三十一日規則第二二号

平成三年三月二六日規則第一一号

平成五年三月三十一日規則第三一号

平成七年三月三十一日規則第二八号

平成一〇年三月三十一日規則第二四号

平成一二年三月三十一日規則第六一号

平成一四年三月五日規則第八号

平成一六年三月三十一日規則第三七号

平成一七年三月三十一日規則第八七号

平成二〇年三月二八日規則第三七号

平成二一年三月三十一日規則第三二号

令和三年三月三十一日規則第三九号

〔納税貯蓄組合等に対する補助金等交付規則〕 をここに公布する。

## 納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則

(平一二規則六一・改称)

納税貯蓄組合等に対する補助金交付規則(昭和三十六年宮城県規則第六十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、納税貯蓄組合連合会等に対し毎年度補助金等を交付し、もって県税の容易かつ確実な納付又は納入に資することを目的とする。

(昭五九規則三一・平一二規則六一・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 当該年 当該年度の初日の属する年をいう。
- 二 納期限 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)、宮城県県税条例(昭和三十五年宮城県条例第四十二号)及び産業廃棄物税条例(平成十六年宮城県条例第十九号)の規定により県税を納付し、又は納入すべき期限(更正、決定又は徴収猶予に係る期限を除く。)をいう。
- 三 徴収猶予期限 法第四百四十四条の二十九第一項又は産業廃棄物税条例第十二条第一項の規定による徴収猶予の期限をいう。

(昭五九規則三一・平一二規則六一・平一七規則八七・平二一規則三二・一部改正)

(納税貯蓄組合連合会に対する補助金の交付)

第三条 納税貯蓄組合法(昭和三十六年法律第四百十五号)第十条の二の規定による納税貯蓄組合連合会(以下「貯蓄連合会」という。)で一の市、町又は村を単位として組織されているものに対し、当該貯蓄連合会が実施する納税思想の普及に関する事業について補助金を交付する。

2 前項の規定により貯蓄連合会に対して交付する補助金の額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

- 一 次に掲げる経費の合計額に二分の一を乗じて得た額に相当する金額
  - イ 納税思想の普及に関する研修会等の開催に要する経費
  - ロ 広報誌の発行その他広報に要する経費
  - ハ 口座振替による納税の普及促進に要する経費
  - ニ その他納税思想の普及に関する事業に要する経費で知事が必要と認めるもの

二 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額に知事が別に定めるところにより当該貯蓄連合会に係る事業の規模、県税を取り扱う納税貯蓄組合法第二条第一項の規定による組合の数等を勘案して算出した額に相当する金額を加算した金額（その金額が五十万円を超えるときは、五十万円とする。）

区分	金額
仙台市を単位とする貯蓄連合会	二十万円
仙台市以外の市を単位とする貯蓄連合会	六万円
町又は村を単位とする貯蓄連合会	五万円

（平一二規則六一・全改、平一四規則八・一部改正）

（特別徴収義務者に対する交付金の交付）

第四条 ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税の特別徴収義務者に対し、次の表の上欄に掲げる税及び税額の区分に応じ、それぞれ当該税額に同表の下欄に定める交付率を乗じて得た額に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。）の交付金を交付する。

区分	交付率	
ゴルフ場利用税	納期限までに申告し、かつ、納期限までに納入した税額	千分の一を超えない範囲内で知事が定める率
軽油引取税	納期限までに申告し、かつ、納期限までに納入した税額	千分の二十五を超えない範囲内で知事が定める率
	法第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴収の猶予をされた場合で、徴収猶予期限までに納入した税額	千分の二十五を超えない範囲内で知事が定める率
産業廃棄物税	納期限までに申告し、かつ、納期限までに納入した税額	千分の二十五を超えない範囲内で知事が定める率
	産業廃棄物税条例第十二条第一項の規定により徴収の猶予をされた場合で、徴収猶予期限までに納入した税額	千分の二十五を超えない範囲内で知事が定める率

(昭五三規則二四・昭五四規則一・昭五五規則三二・昭五五規則五四・昭五六規則四五・昭五七規則四〇・昭五九規則三九・昭六〇規則三三・昭六一規則三六・昭六二規則三三・昭六三規則六〇・平元規則七〇・平二規則二二・平三規則一一・平七規則二八・平一〇規則二四・一部改正、平一二規則六一・旧第七条繰上・一部改正、平一四規則八・平一七規則八七・平二一規則三二・一部改正)

(交付申請)

第五条 第三条第一項の規定により補助金の交付を受けようとする貯蓄連合会は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書(様式第一号)を当該年の六月三十日までに知事に提出しなければならない。

- 一 当該貯蓄連合会の名称、所在地及び代表者の氏名
- 二 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、事業計画書又はこれに代わる書類を添付しなければならない。

(平一二規則六一・追加)

(交付決定等)

第六条 知事は、前条第一項の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、直ちに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、第四条第一項の規定により交付するゴルフ場利用税に係る交付金については、当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの間に申告し、納入された税額に対応する交付金について当該年の七月三十一日までに、同項の規定により交付する軽油引取税に係る交付金については、当該年の前年の十月一日から当該年の三月三十一日までに申告し、当該年の五月三十一日までに納入された税額に対応する交付金について当該年の七月三十一日までに、当該年の四月一日から当該年の九月三十日までに申告し、当該年の十一月三十日までに納入された税額に対応する交付金について当該年の翌年の一月三十一日までに、同項の規定により交付する産業廃棄物税に係る交付金については、当該年の前年の十一月一日から当該年の十月三十一日までに申告し、当該年の十二月三十一日までに納入された税額に対応する交付金について当該年の翌年の二月二十八日までに、それぞれ交付の決定をするものとする。

3 前項の場合において、法第二十条の五第二項の規定により期限の特例の適用を受けるときは、当該適用を受けて期限とみなされた日を前項に規定する期間の末日とみなして、同項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の交付の決定には、必要な条件を付することがある。

(昭五九規則三一・平元規則七〇・平三規則一一・平五規則三一・平一〇規則二四・  
一部改正、平一二規則六一・旧第九条繰上・一部改正、平一七規則八七・一部改正)

(交付決定の通知)

第七条 知事は、前条第一項又は第二項の規定により補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付の決定をしたときは、速やかに通知するものとする。

(昭五九規則三一・一部改正、平一二規則六一・旧第十条繰上)

(実績報告)

第八条 第六条第一項の規定により補助金の交付の決定を受けた貯蓄連合会は、当該年度の事業終了後三十日以内に、事業実績を事業実績報告書（様式第二号）により知事に報告しなければならない。

(平一二規則六一・追加)

(補助金の額の確定等)

第九条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、事業実績報告書の内容を審査し、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該貯蓄連合会に通知するものとする。

(平五規則三一・追加、平一二規則六一・旧第十二条繰上・一部改正)

(決定の取消し等)

第十条 知事は、補助金等の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定を取り消すことができる。

一 第五条第一項の補助金交付申請書に虚偽の記載をすること、その他不正の手段によつて補助金等の交付を受けたとき。

二 補助金等の交付の決定に付した条件に違反したとき。

三 県税に係る過誤納金の還付を受けたため、補助金等の交付基準となつた税額等が減少したとき。

2 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(昭五九規則三一・一部改正、平五規則三一・旧第十一条繰下・一部改正、平一二規則六一・旧第十三条繰上・一部改正)

(帳簿等の検査)

第十一条 知事は、必要と認めるときは、補助金等の交付を受けた者の書類又は帳簿（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査を行うことがある。

（平五規則三一・旧第十二条繰下・一部改正、平一二規則六一・旧第十四条繰上、平二〇規則三七・一部改正）

（書類の経由）

第十二条 第五条第一項及び第八条の規定により知事に提出する書類は、貯蓄連合会の事務所所在地を管轄する県税事務所長を経由しなければならない。

（平一六規則三七・追加）

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定及び第七条の規定中軽油引取税に係る交付金に関する部分は、昭和四十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 第五条の連合会に対する補助金交付の規定は昭和四十八年度交付分から、第七条の軽油引取税に係る交付金の規定は昭和四十八年度分の取扱いに対する交付金から、第四条及び第六条の規定並びに第七条の料理飲食等消費税に係る交付金の規定は昭和四十九年度交付分から適用する。

（昭六三規則六〇・一部改正）

3 改正後の納税貯蓄組合等に対する補助金等交付規則（昭和四十九年宮城県規則第十一号）第七条第一項の規定による軽油引取税に係る交付金の交付をしようとする場合の交付時期は、同規則第九条第二項の規定にかかわらず、昭和四十八年度分に限り、この規則の公布の日から起算して三十日以内とする。

（昭六三規則六〇・一部改正）

様式第1号(第5条関係)

年度納税貯蓄組合連合会補助金交付申請書	
年 月 日	
宮城県知事 殿	所在地 名称 代表者氏名
<p>納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則第5条第1項の規定により、下記のとおり年度分の補助金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>交付申請額 一金 円也</p>	
補助対象事業名	補助対象経費
	円
計	
計 × 1 / 2 = (A)	
交付申請額 円 (A), (B)のうちいずれか少ない方の額	
交付限度額(B) 単位組合数( ) × 円 + (仙台市200,000円・仙台市以外の市60,000円・町村50,000円) = 円 (500,000円を限度とする。)	
備考 この申請書は、納税貯蓄組合連合会の事務所所在地を管轄する県税事務所に提出してください。	

様式第2号(第8条関係)

年度納税貯蓄組合連合会事業実績報告書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
	所在地 名称 代表者氏名
納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則第8条の規定により、下記のとおり 年度分の 補助金の事業実績を報告します。	
記	
補助対象事業名	
事業期間	年 月 日から ( 日) 年 月 日まで
補助対象経費	円
既交付額	円
補助精算額	円
備考	
1 既交付額が補助対象経費の合計額の1/2の額又は交付限度額のうちいずれか 少ない額を上回る場合は、その差額を精算すること。	
2 この報告書は、納税貯蓄組合連合会の事務所所在地を管轄する県税事務所に 提出してください。	



附 則（昭和五三年規則第二四号）

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第四〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第四四号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第三一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の納税貯蓄組合等に対する補助金等交付規則（以下「旧規則」という。）中設立助成金に関する規定は、昭和五十八年十月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に設立された旧規則第三条第一項に規定する納税貯蓄組合については、なおその効力を有する。

附 則（昭和五九年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第一三号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第七〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の納税貯蓄組合等に対する補助金等交付規則（以下「新規則」という。）第四条第一項、第七条第一項、第九条第二項及び様式第一号（その二）の規定の適用については、平成二年度に交付する事務費補助金及び交付金に限り、新規則第四条第一項、第七条第一項及び第九条第二項中「特別地方消費税」とあるのは「料理飲食等消費税又は特別地方消費税」と、新規則様式第一号（その二）中「特別地方消費税額」とあるのは「料理飲食等消費税額又は特別地方消費税額」と、「特別地方消費税」とあるのは「料理飲食等消費税又は特別地方消費税」とする。

附 則（平成二年規則第二二号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第一一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第七条第一項の規定は、平成三年四月一日から同年九月三十日までに申告し、同年十一月三十日までに納入された税額に対応する交付金から適用し、平成二年十月一日から平成三年三月三十一日までに申告し、同年五月三十一日までに納入された税額に対応する交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条第一項の規定は、平成六年十月一日から平成七年三月三十一日までに申告し、同年五月三十一日までに納入される税額に対応する

交付金から適用する。

附 則（平成一〇年規則第二四号）

この規則は、平成十年四月一日から施行し、改正後の第七条第一項の規定（ゴルフ場利用税に係る部分に限る。）は、平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までに申告し、納入された税額に対応する交付金から適用する。

附 則（平成一二年規則第六一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前における料理店、貸席、キャバレー、カフェー、バー、喫茶店、旅館、飲食店、仕出屋その他これらに類する場所（以下「料理店等」という。）における遊興、飲食及び宿泊並びにこれらの場所における休憩その他これに類する利用行為（以下「その他の利用行為」という。）に対して課される特別地方消費税に係る改正前の納税貯蓄組合等に対する補助金等交付規則（以下「旧規則」という。）第四条第一項の規定による事務費補助金（以下「補助金」という。）の交付及び旧規則第七条第一項の規定による交付金（以下「交付金」という。）の交付については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年三月一日から同年三月三十一日までの間における料理店等における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対して課される特別地方消費税に係る補助金の交付に係る旧規則第四条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、旧規則第四条第一項中「当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から同年四月三十日まで」と、旧規則第八条第一項中「当該年の六月三十日」とあるのは「平成十二年七月三十一日」とする。

4 第二項の規定にかかわらず、平成十二年三月一日から同年三月三十一日までの間における料理店等における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対して課される特別地方消費税に係る交付金の交付について旧規則第九条第二項の規定（特別地方消費税に係る部分に限る。）により交付を決定する場合における同項の適用については、同項中「当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から同年四月三十日まで」と、「当該年の六月三十日」とあるのは「平成十二年七月三十一日」と、「当該年の七月三十一日」とあるのは「平成十二年八月三十一日」とする。

附 則（平成一四年規則第八号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第三七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。  
（諸様式に関する経過措置）
- 2 改正前の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成一七年規則第八七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第三九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の規定によるものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

（平12規則61・全改、平16規則37・令3規則39・一部改正）

様式第2号（第8条関係）

（平12規則61・全改、平14規則8・平16規則37・令3規則39・一部改正）